

(平成26年2月5日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

5 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 3 件

関東（埼玉）国民年金 事案 5339

第1 委員会の結論

申立人の平成元年8月から2年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年8月から2年5月まで
平成3年7月頃、申立期間に係る国民年金未納保険料納付勧奨通知書（催告状）が届いたので、自宅近くのA区役所B出張所で当該期間の保険料を一括納付した。申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年7月頃、A区役所B出張所で申立期間に係る国民年金保険料（同年7月の時点では、現年度分ではなく過年度分となる。）を一括納付したとしている。

しかしながら、A区は、過年度分の国民年金保険料は収納しておらず、同区役所B出張所には金融機関の出張所も無かったと回答している。

なお、申立人が所持する平成3年7月5日に作成された国民年金未納保険料納付勧奨通知書（催告状）には、申立期間に係る国民年金保険料は、郵便局又は金融機関で納めるよう記載されていることが確認できる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東（埼玉）国民年金 事案 5340

第1 委員会の結論

申立人の平成元年2月から6年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年2月から6年1月まで

私は、国民年金に加入したのが遅かったので少しでも遅れを取り戻そうと考え、A市役所（現在は、B市C区役所）で60歳以降も国民年金保険料を納めたと記憶している。申立期間に係る国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市役所において60歳以降の国民年金の任意加入制度について説明を受け、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、申立人は、60歳以降の国民年金任意加入手続並びに国民年金保険料の納付金額及び納付時期並びに所持する国民年金手帳には平成元年2月27日及び6年2月24日付けで「年金裁定請求済」とのA市の押印（オンライン記録の年金裁定請求受付日は6年2月24日）があり年金の裁定請求が2回に至った事情など、申立期間に係るこれらの状況について記憶が明確ではない。

また、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人は、申立期間を通じて同一市内に居住し続けているが、当該期間は5年間に及び、これだけの長期間にわたり、同一の行政機関が事務処理を続けて誤るとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 8201

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和26年7月1日から29年7月11日まで
申立期間について、A事業所の施設（B事業所）に勤務し、C事務所で厚生年金保険に加入し、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

D省E局F事務所は、C事務所に係る業務についてはG支部が引き継いだが、同支部が保管する申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者台帳及び従業員台帳には、申立人に関する記録は無いとしている。

また、同僚6人に照会し、4人から回答を得たが、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の給与からの控除について供述を得ることができない。

さらに、申立期間に係るC事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

なお、申立人が所持する厚生年金保険資格確認票（昭和57年10月7日付け）の事業所名の欄に「C事務所 26. 7. 1～29. 7. 11」と記載されているが、同票の発行元であるH県は、同票は法的根拠を有しているものではなく、申立人に係る関係書類を調査したが、申立人の記録そのものには尋ね当たらなかったとしており、日本年金機構も、同票の記載の根拠とされる厚生年金保険個人別台帳をH県から引き継いだが、申立人に係る台帳は見当たらなかったとしている。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除に

ついて確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 8202

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年3月から2年3月まで
② 平成3年4月から4年4月まで

社会保険に加入可能な仕事を探し、申立期間①はA社（現在は、B社）に、申立期間②はC店内にあったD事業所（E社）にそれぞれパートタイマーとして勤務した。しかし、両申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無いので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の挙げた複数の同僚の供述により、期間の特定はできないものの、申立人は、A社にパートタイマーとして勤務していたことはいかがえる。

しかしながら、平成6年3月1日にA社を合併したB社は、合併前にA社を退職した者のデータについては不明としており、申立人の申立期間①に係る給与からの厚生年金保険料控除について確認できない上、申立期間①当時の同僚 15 人に照会し6人から回答を得られたが、申立人の申立期間①に係る給与からの厚生年金保険料控除について供述は得られなかった。

なお、複数の同僚は、申立期間①当時、A社においてパートタイマーとして勤務する従業員は、労働時間により厚生年金保険に加入しない者もいたとしている。

2 申立期間②について、申立人はC店内に出店していたE社の店舗にお

ける業務内容を具体的に供述していることから、期間の特定はできないものの、申立人は、同店舗にパートタイマーとして勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、E社は、同社が健康保険及び厚生年金保険の適用事業所になったのは平成10年3月1日であり、適用事業所となる前の申立期間②には、従業員を厚生年金保険に加入させておらず、各自で国民年金及び国民健康保険に加入する取扱いであったと述べており、オンライン記録により、同社が適用事業所となったのは同日であることが確認できる。

なお、申立人に係るF市の国民健康保険の加入記録は、平成3年4月1日から9年11月16日までとなっている。

- 3 このほか、申立期間①及び②について、申立人が両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 4 月から同年 6 月 1 日まで
② 昭和 61 年 7 月 26 日から 62 年 6 月まで

A社に昭和 61 年 4 月に入社し、62 年 6 月まで勤務していたが、厚生年金保険の加入記録は、61 年 6 月 1 日から同年 7 月 26 日までの 1 か月のみとなっている。申立期間①及び②について、給与から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については同僚の供述により、また、申立期間②のうち昭和 61 年 7 月 26 日から 62 年 3 月 31 日までの期間については雇用保険の記録により、申立人は、A社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社は、申立期間当時の人事記録、労働者名簿、賃金台帳等の関連資料は保存しておらず、当時のことを知る者もないため、申立人の申立期間①及び②に係る保険料控除状況について不明としている。

また、両申立期間当時の同僚 17 人に照会し 9 人から回答が得られたが、うち 8 人は勤務した店舗が異なることから申立人を知らないとしており、申立人と一緒に勤務していたと回答した同僚からも、申立人の申立期間①及び②に係る保険料控除についての供述は得られなかった。

なお、申立期間①について、申立人が一緒に入社したとして名前を挙げた同僚及び申立人と同様に昭和 61 年 4 月に入社したと回答した別の同僚の厚生年金保険被保険者資格取得日は、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人と同日の同年 6 月 1 日になっていることが確認できることから、申立期間当時、同社では、必ずしも入社と同時に従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかった状況がうかがえる。

このほか、両申立期間について、事業主により、厚生年金保険料を給与から控除されていることを確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い上、申立人の両申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。